

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユウ

② 施設・事業所情報

名 称：きらり水島	種 別： 児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型	
代表者：川上 亜仁	定員（利用人数）： 児童発達支援（10名）、放課後等デイサービス（5名）	
所在地：岡山県倉敷市水島北幸町2番3号		
電 話：086-446-2311	ホームページ：http://www.cumre.or.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成22（2010）年9月1日		
経営法人・設置主体：社会福祉法人 クムレ		
職員数	常勤職員：4名	非常勤職員：3名
専門職員	社会福祉士：2名	介護福祉士：1名
	保育士：3名	
施設・設備の概要	（居室数）4室	（設備等）
	療育室、プレイエリア、ホール、相談室	トイレ（和・洋2種、男性用）、手洗い場 等

③ 理念・基本方針

- 法人理念：
ともに育ち ともに生きる
- 基本方針：
利用者満足の追求、集う人の幸せの追求、強くしなやかな組織づくり、地域社会への貢献
- 行動指針：
相談から支援まで切れ目のない利用者支援に実現
- 事業所方針：
①子どもの豊かな発達支援、②家族の子育て力の強化、③生涯生活できる地域環境づくり、④小ざくら保育園とのチーム一体による配慮の必要な子どもへの支援の実施

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- 「インクルーシブ保育」の実現に向けた取り組み
※事業所方針④による小ざくら保育園との一体的なチームアプローチ
- 園（クラス）訪問、ケア会議の定例化、職員向け勉強会や保護者向け研修会の実施、事業所体験、三者懇談、発達相談など
- 保護者との協働関係の強化、エンパワメント支援
※ペアレントトレーニング（前・後期）、茶話会、サポートブックづくり講習会
- 地域住民も参加できる場づくり、地域社会へ向けた障がい理解と啓発のための活動
※サポーター養成講座（初級・中級・上級）、小ざくら保育園の行事や「ひろば」の行事への参加

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月16日（契約日）～ 平成30年3月30日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成25年度）

⑥ 総 評

◇特に評価の高い点

1. サービスに質の向上に向けた取り組み、体制が充実している

まず法人として第三者評価を定期的に受審し、改善に活用している。法人として全事業所が数年ごとに第三者評価を受審できるように計画し、受審した事業所では管理者が中心となって改善計画をまとめ、職員や法人関係者を対象とした「報告会」を開催し発表している。また、受審以降の各年度は第三者評価で指摘のあった事項に関する取り組みを事業計画に明示して、その改善に取り組んでいる。事業計画で明示した取り組みは、拠点会議で進捗を管理しつつ、計画的に取り組むよう努めている。単年度で取り組むことが難しい課題は、中長期計画に反映させることとしている。

そして、法人として人材育成の体制をつくり、サービスの質の向上を期している。法人では「キャリアパス運営指針」で「人材育成の方針」を示している。キャリアパス運営指針では、職員育成に関する方針を示している。それによって、一般職から経営職に至る階層ごとに期待する役割を定め、キャリアアップに対応する職員研修体系により職員育成方策を明らかにし、業務目標管理評価制度によって職員の目標管理を行うしくみを連動させて、職員一人ひとりの育成に向けた体制を整備している。また、新人教育として、新人職員に一对一の専任指導者を付ける「クムパートナー制度」も取り入れている。そして発達支援・自立支援・子育て支援のグループごとに、その専門性に対応した研修を計画し、実施している。さらに「キャリアパス人事推進室」を設置し、人材育成の視点から研修のあり方や研修内容などについて評価するとともに、見直しに活用している。

当事業所では、法人の研修制度を活用し、対象となる各職員を研修に参加させているほか、平成 28 年度末まで当事業所が位置づけられていた「発達支援グループ」が計画した専門研修（権利擁護、心身の健康管理など）、「倉敷拠点」として計画した発達支援分野に関する研修、さらには事業所内研修としての独自研修などに参加させることで職員育成を行っている。

今後の課題として、当事業所には保育士、介護福祉士、社会福祉士などが配置されているが、言葉の発達に適切に対応するため、管理者さらにはリハビリテーション分野と発達心理分野の専門職の支援・協力が得られるようにすることを課題としている。検討を期待する。

2. きめ細かな取り組みによって、子ども一人ひとりの発達支援が行われている

自閉症スペクトラム（広汎性発達障害）、知的障害、ADHD など多様な発達障害の子どもを受け入れている事業所である。発達支援は、相談支援専門員の利用計画に基づき、家族からの聞き取りや職員による行動観察のほか、食事等の日常生活動作、コミュニケーション、活動、個性に関する 8 つのカテゴリーの詳細な保護者からの聞き取り情報と、遠城寺発達検査、太田ステージによる発達評価などの情報をもとに職員会議でアセスメントし、そこで導き出されたニーズから支援計画を立て支援している。また、個別または複数児が参加する活動についてはそれぞれのねらいを確認した上で設定し、活動への参加状況などによって見直しを行うなど、子どもの状況に沿って支援している。

また、多くの子どもが課題としているコミュニケーション（意思表示や伝達、理解）能力を向上させるための支援は、家庭における子どもの状況のほか、子どもの発達や特性、生活場面などに応じて、ジェスチャーやコミュニケーションカード、絵・写真・実物等の提示といったさまざまな視覚情報を子ども一人ひとりにとって最も適切な方法となるように選択・工夫して用い、また療育場面で子どものコミュニケーション状況の変化（発達）を把握するよう努め、それら変化に合わせてコミュニケーション方法について再検討し、子どもの表現の幅が広がるように取り組むなど、きめ細かな取り組みを行っている。

今回実施した利用者（保護者）調査においては「子どもの身体機能や健康状態へのよい影響」「子どもが興味・関心を持てる活動」「情緒面の発達に役立つこと」「社会性の獲得」「気持ちを大切にされたかわり」などの発達支援に直接関係する項目で 8 割から 10 割近くが肯定的回答をしている。

3. 保護者（家族）への相談や関係機関との連携によって、子育て力の涵養と安定した地域生活ができるよう支援している

当事業所では「生涯生活できる地域環境づくり」を事業所方針に掲げ、平成 29 年度は「水島地区における園、小学校、関係機関と連携し、子どもを取り巻くチームで支援を展開する」として事業所が属する地域の保育園、幼稚園、小学校、保健師、医療機関と連携し、発達障害を持つ子どもとその保護者の地域生活を支えるための体制づくりを目指している。

このような支援の必要性（ニーズ）を抱えて、子どもたちの地域生活のキーパーソンとなる保護者からの相談については、年 2～3 回の定期個別面談のほか随時の相談も受け、また経験の浅い職員が多い状況から相談場面には管理者（児童発達支援管理責任者を兼任）の同席を原則とし、さらに必要に応じて個室で対応するなど十分に話ができる環境を整え、応じている。

相談には保護者の思いを受容し、助言などで応じているが、家庭での子どもの困りごと等は支援ニーズとして子どもの気持ちも確認した上で、支援計画に反映させることが多いという。利用者（保護者）調査でも8割を超える回答者が「相談が役立っている」と回答している。

進路決定や就園・就学等に伴うサービス移行に関するニーズへの対応については、懇談会・勉強会の開催や情報提供のほか、相談等によって保護者のなかで方向性が明確になった場合は児童発達支援管理責任者（児発管：管理者が兼任）が保育園、幼稚園、学校を訪問し、療育に関する情報交換や対象機関への助言を行うなど、合理的配慮のもとで移行先での生活が可能となるよう支援している。同様の目的で、就園・就学後も年1～2回は児童発達支援管理責任者が移行先を訪問している。

保護者には、移行先で、適切な合理的配慮について保護者自身が提案できるよう、その力をつける目的で、次のような取り組みをしている。すなわち、①「きりり通信」（毎月）の発行、②併用園等のない子どもへの家庭訪問（年1回）、③勉強会の開催（年2回のサポートブックやお約束カードなど子どもとのコミュニケーショングッズの作成を行う）、④保護者同士が悩みを共有する機会としての座談会の実施（年3回）、⑤家族見学週間（毎月1週間）、⑥ペアレントトレーニング（拠点事業：職員が参画）などである。

当事業所では、障害を持つ子どもの地域生活支援の一環として、保護者（家族）とは相談によってその悩みを軽減するとともに、関係機関との連携によって、子育て力の涵養と安定した地域生活ができるよう支援している。地域関係機関との連携支援は緒についたところで今後の充実が期待される。利用者（保護者）調査では、総合的な満足感を持つ回答が9割を超える。

◇改善が必要と考えられる点

1. 事業計画を策定するプロセスにおける職員の参加促進、またボランティア受け入れなどに関する積極的な取り組みが求められる

当事業所の事業計画は法人本部が示すスケジュール等に従い、策定している。前年度の実施状況を踏まえ、年度末の職員会議で振り返る機会を持ち、事業計画を管理者が策定している。そして、毎月の実施状況を书面化し、グループ・拠点会議で報告している。計画の実施状況と見直しは、毎月の職員会議で振り返りを行っている。職員会議には正規職員が参加し、嘱託職員には会議録を回覧して周知している。職員自己評価では、事業計画策定からの見直しの手順、職員の参画や意見の集約・反映などについて、肯定率は3割を切る。

また、ボランティア受け入れに関するマニュアルは特になく、現状では学生の夏休み期間の受け入れ、サポーター養成講座受講生の交流の場のメンバーとしてとしてボランティアを受け入れることもあるが、目的が不明確で、また計画性は不足している。職員自己評価の肯定率も低い。ボランティア受け入れは単に職員の不足を補うためのものではなく、学校教育における体験教室への協力など、地域における福祉教育を進めるといった側面からも福祉事業所の役割の一つとして重要である。職員への理解促進を含め、事業所の特性を生かした取り組み・工夫を期待する。

小規模事業所であり、対話の機会はつくりやすいと思われる。また全体的に評価細目ごとの判断基準は「a」の確率が高い。しかし、今回の職員自己評価の各評価細目の着眼点においては肯定率が低い内容も散見され、全職員参加による要因分析と対策の検討を期待する。

2. 通所児一人ひとりの地域生活支援の充実に期待する

当事業所では、通所児の社会参加支援は、事業所が所在する「水島拠点」（法人が定める倉敷市内の拠点の一つ）で法人事業所が行う「サポーター養成講座」や隣接する同法人の保育園が実施するイベント等に関する情報提供である。

本評価基準でいう通所児の社会参加支援は、通所児が暮らす地域における社会参加を含めて捉えられている。障害児福祉では、いま「障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）」を目標とし、事業所に対してもそれぞれの実践を求めている（平成29年7月・厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」）。当事業所の実践で言えば、まずは、一人ひとりの通所児の地域生活ニーズを把握し、相談支援事業所等の関係機関と連携（役割分担を含む）しつつ当事業所で取り組むべき支援を行うということになる。取り組むべき支援は、一人ひとりへの個別支援であり、地域住民への啓発活動も含まれる。基本的には、現行のアセスメントに必要な情報内容の見直し、「地域生活支援」をどのように捉え、事業所の実践をどのように位置づけるかの検討、また事業所の特徴的な取り組みとしてあげている『『インクルーシブ保育』の実現に向けた取り組み』との関係性の検討も必要と思われる。全職員参加で検討し、計画的に取り組むことを期待する。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

改善の必要性を指摘された項目のなかでは、ボランティアの受け入れに関するマニュアルを早急に作成していきたい。

また、今年度は夏のボランティア体験事業（社会福祉協議会）や、倉敷チャレンジ・ワーク（中学生の職場体験学習）の受け入れなどを積極的に行なっていくことで、地域における福祉教育の役割も担っていきたいと考えている。

利用している子どもたちの「生活の幅を広げる」という視点も大切にしていきながら、今後、きらり水島として、地域生活支援にどのように取り組んでいくのかということも、職員全体で考えていきたい。